

令和6年第3回定例会（会議録）

開催日	令和6年3月15日（金）
開催場所	あま市役所 2階 A1A2会議室
開催時間	午後2時00分～午後4時40分
出席委員	小笠原英司、笹野奈津子、近藤真司
欠席委員	溝口正己、吉川孝子
出席者	教育長 他事務局職員8名
傍聴人	0人
議事日程	日程第1 教育長開会のあいさつ 日程第2 教育長の経過報告 日程第3 議案第13号 あま市教育委員会文書取扱規程の一部改正について 議案第14号 あま市学校管理規則の一部改正について 議案第15号 あま市通級指導教室実施要領の一部改正について 議案第16号 あま市教育相談センター条例の一部改正に伴う関係 例規の一部改正について 議案第17号 あま市スクールソーシャルワーカー設置要綱の新設 について 議案第18号 後援申請について 議案第19号 令和6年度あま市立学校給食センター運営委員会の 委員選出について 議案第20号 あま市社会教育委員の委嘱について 議案第21号 あま市文化財保護審議会委員の委嘱について 議案第22号 就学援助費の受給審査について（審議）（非公開） 議案第23号 外国人の就学に係る在籍学年変更について（審議） （非公開） 議案第24号 適応指導教室の入室について（非公開） 議案第25号 特別支援学級の入退級について（非公開） 日程第4 その他 • あま市スクールソーシャルワーカー活動指針（案）について（報 告） • あま市教育立市プラン令和6年度重点施策について（報告） • 令和6年度あま市立学校給食センター物資選定委員会の委員選出 について（報告） • あま市給食における食物アレルギー対応マニュアルの改正につい て（報告）

- ・あま市生涯学習推進計画に基づく事務事業評価シートについて（報告）
- ・令和6年度生涯学習施設免除団体について（報告）
- ・令和6年度体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放施設免除団体について（報告）
- ・あま市スポーツ推進委員の委嘱について
- ・区域外就学申請について（報告）（非公開）
- ・指定学校変更申請について（報告）（非公開）
- ・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開）
- ・就学援助費の受給審査（令和6年4月小学校入学分）について（報告）（非公開）
- ・就学申請について（報告）（非公開）
- ・就学援助不認定通知書に対する審査請求取下書について（報告）（非公開）
- ・通級自動生徒の入退級願について（報告）（非公開）
- ・あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開）
- ・生徒指導（令和6年2月）について（報告）（非公開）

発言者	議事の大要
	【開会時刻：午後2時00分】
教育長	(開会宣言)
教育長	日程1、教育長開会のあいさつ 本日、溝口教育長職務代理者及び吉川委員が欠席ですが、出席委員は過半数を超えていたため、地方教育行政法第14条第3項の規定により、本定例会が成立することを確認します。
教育長	(教育長あいさつ)
教育長	前回会議録の承認
教育長	前回の会議録を承認願います。
委員全員	(会議録に署名)
教育長	日程2、教育長の経過を報告する。 (令和6年2月10日～令和6年3月15日の経過を報告) 市教育委員会関係 4回 教育長用務 5回 教育総務課事業 0回 学校教育課事業 8回 生涯学習課事業 6回 スポーツ課事業 4回 学校給食センター課事業 0回 市行事 6回 市議会関係 6回
	今後の予定
教育長	(質疑等を許可)
委員全員	(質疑なし)
教育長	日程3、議案 9件公開 4件非公開 議案第13号「あま市教育委員会文書取扱規程の一部改正について」
教育総務課長	趣旨は、あま市文書取扱規程の一部が改正されたことに伴い、あま市教育委員会文書取扱規程を市の規程にあわせて改正するものです。

	<p>また、令和5年度定期監査時に指摘を受けた事項について改正するものです。</p> <p>内容は、あま市文書取扱規程との調整を図り、可能なものは同じ表現とします。さらに、定期監査にてあま市文書取扱規程にあわせるよう指摘された事項について改正するものです。</p> <p>主にあま市文書取扱規程の改正に伴う、字句の表現の統一や各種様式の統一になります。</p> <p>1 「公文書」については、「文書」に変更する、2 「往復文」については「往復文書」に変更する、3 「当直者」については、「当直員」に変更する、4 「收受印」及び「日付印」については、「受付印」に変更する、5 「文書発収簿」については、「文書收發簿」に変更する、6 「申請書等整理簿」については、運用に適した様式に変更する、7 文書の記号及び略字については、欠落している記号及び略字を追加する、8 「枝番号」については、「あま市文書取扱規程にあわせて追加する。」及び9 「文書の発信名」については、「あま市文書取扱規程にあわせて追加する。」10 「ファイル管理表」については、「あま市文書取扱規程の様式に変更する、11 「保存文書目録」については、「あま市文書取扱規程の様式に変更する、また、「索引目次」については、「あま市文書取扱規程にあわせて削除する、12 「文書保存箱貼付紙」については、「あま市文書取扱規程にあわせて削除する、13 一年保存を必要としない文書については、「あま市文書取扱規程にあわせて追加する、14 第41条後段については、「あま市文書取扱規程にあわせて変更する、15 「引継文書の供覧等」については、「あま市文書取扱規程にあわせて削除する、16 文書の廃棄時期を「5月末日までに」と規定しているが、「あま市文書取扱規程にあわせて削除する、17 「廃棄文書目録」については、「あま市文書取扱規程の様式に変更する。</p> <p>8及び9は令和5年度定期監査時に指摘された内容であります。</p> <p>施行期日は、告示の日から施行します。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
--	---

教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とします。
教 育 長	議案第14号「あま市学校管理規則の一部改正について」
学校 教育 課 長	趣旨は、愛知県の定めた「愛知県 中高一貫教育指導方針」において、愛知県立美和高等学校が中高一貫教育の第二次導入校（2026年4月開校予定）として決定されたことに伴い、あま市立中学校を、愛知県立美和高等学校との連携型中高一貫教育校とするために、あま市学校管理規則の一部を改正するものです。
	内容は、第2条に、第2項「教育委員会の所管に属する中学校（以下「中学校」という。）においては、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第75条の規定により、愛知県立美和高等学校との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成することがで きる。」及び第3項「前項の場合において、中学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ当該高等学校と協議するものとする。」を加えることで、学校教育法施行規則に基づく、連携型中学校の教育課程の基準の特例について定めるものです。
	連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準は、教科の種類等について、それぞれ中学校又は高等学校の基準を適用するほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによる、というものです。学校教育法施行規則第76条です。
	連携型中学校に係る特例は、各学年において、必修教科の授業時数から70単位時間を超えない範囲で授業時間を減じ、その減じた授業時数を当該必修教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数の増加に充てることができるものですが。ただし、各

	学年において、必修教科の授業時数から減ずる授業時数は、各必修教科当たり 35 単位時間限度とする。また、特に必要がある場合には、各選択教科の授業時数を、各学校において増加することができる、というものです。学校教育法施行規則別表第四です。
	施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日から適用します。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
教 育 長	基準につきましては、現在、田原市教育委員会が福江高校と連携を進めているものを参考に作成をさせていただきました。美和高校との連携については、2026 年開始となります 2024 年度の 2 年生から少しづつ進めていがないと連携での入学の要件を満たさない状況のため、今回、管理規則を改正するものです。
委 員	2024 年度の 2 年生からというのは中学生でよろしいですか。
教 育 長	そのとおりです。
委 員	中高一貫教育において、高校は県立ですが中学校の扱いはどのようになりますか。
教 育 長	第一期校の津島、明和、半田及び刈谷とは異なり市立中学校のままでなります。
教 育 次 長	一貫と名前がついているため誤解がありますが、中高連携であり、あくまで連携するだけのものです。来年度は、総合的な学習の時間で美和中学校以外は年間 2 時間程度、美和中学校は最大 5 時間程度、高校生が中学校に訪問もしくはオンラインでキャリア教育に関わることをやりたいと思っております。2026 年度に入学していく生徒が受ける連携型のための入試の詳細は、この 5 月に開催される入選協で決まるため、詳細は未だ言えません。詳細が決まると大きな反響があるかもしれません。内容としては、福江高校でやっているのと同じとなります。福江高校は、過疎地のため福江中学校の生徒が福江高校に行きたいとなればかかる状況です。美和高校ではあま市と大治町のため大治中学校とあま市 5 中学校が連携校となっておりますので福江

	高校のようにやるとどうなるのか想像がつかない状態です。
委 員	6中学校が連携する。そうするとあま市立だけでなく大治町立中学校とも連携することとなるので間違いないか。
教 育 次 長	大治町も同様の改正を3月もしくは4月の定例会でされると思い ます。入試については、5月か6月かの入選協でどのように決まって くるのかを注視するところになります。
委 員	このことが、先ほど、教育長が言われた「24年度の2年生から」 ということでしょうか。
教 育 次 長	その通りです。
委 員	あま市においては、最初は美和中学校だけですか。
教 育 次 長	5中学校全てです。これはあま市から希望したものです。
委 員	大治中学校をいれたら6中学校が足並みを揃えて24年度の2年 生から連携を開始するということでしょうか。
教 育 次 長	そのとおりです。25年度も6中学校足並みを揃えます。26年度 は今の中学校2年生の生徒が入学するはずなので1クラスの生徒が 中学校に何回も行ったりする授業を高校が組みます。美和中学校は、 総合的な学習で年間5時間ぐらい連携を行う予定で調整中です。
委 員	26年度の入学生は、入学にあたり受験をする必要がありますか。
教 育 次 長	そこを入選協で協議しております。恐らく特色と同じような形にな ると聞いておりますので、学力検査がなくなる可能性が高いです。な ので、アナウンスの仕方によっては進路指導が難しくなります。
委 員	6中学校の希望した生徒が全員入学できるわけではないですね。
教 育 次 長	希望した生徒が全員入学できるわけではないです。
委 員	高校側から見たらあま市と大治町の中学校以外の学校からの入学 者はいないですか。
教 育 次 長	います。なので、美和高校側の意見としては、これを本当に進めて しまうと他の市町村の生徒は「受かりにくいから受験をやめよう」と いうことが増えてしまうのを危惧しております。もっと言うと連携で 入学した生徒と一般で入学してきた生徒の差が起きるかもしれません

	ん。ただ、入試について美和高校は複雑で、普通科の中に普通のコースと地域総合学科があります。なので、入試のあり方がどうなるかによって地域総合学科と限定すれば定員40人となりますが、普通科とすると定員が5倍の200人となります。
委 員	連携型入試の生徒だけで1クラスを編成するのでしょうか。
教 育 次 長	一応その予定になります。ただ、募集してくる生徒が多くなると2クラスとなる場合もあります。現時点では、分からぬ話しになります。
委 員	中高一貫校ではなく高校は美和高校であって、連携校は6中学校全てという併設型ということですね。
教 育 次 長	美和高校に入学する生徒たちが、あま市の色々な行事に参加する予定です。そこに中学生もボランティア的に参加するというような連携を考えております。
委 員	連携校は愛知県で福江高校と美和高校だけでしょうか。
教 育 長	実際、やっているのは他に田口高校、有教館高校があります。
教 育 次 長	全国でも多くあります。東京、横浜にもありますが、全て過疎地にあります。愛知県は、初めて過疎地ではない名古屋近郊でモデル的に進めるものです。
委 員	定員割れの状況ということによるものでしょうか。
教 育 次 長	そういう訳ではありません。昨年から地域探究の学科が普通科にできたので、発展的に近隣の市町村に広めるためです。入選協が終わつたところでアナウンスできることができればアナウンスさせていただきます。
教 育 長	入試関係については、まだ分かりません。今年も定員よりも多く応募がありました。
委 員	連携することによって授業数が70時間を超えない範囲で減らして必要な時間を探すというのはキャリア教育のための時間でしょうか。どのような意図でしょうか。
教 育 次 長	来年については、キャリア教育に限定していただきました。大治町

	とあま市の希望です。実際には、今の中学校2年生が入学してから美和高校とどのようなカリキュラムを編成していくのか協議して決めることになっております。
委 員	やるのは各学校ではなく6中学校が全て足並みを揃えるのですか。
教 育 次 長	ご認識のとおり6校が足並みを揃えてやっていきます。ただ、来年については、少し特別なことをやりたい場合には、あま市としては美和中学校だけは「余分にやってもらっていい」と協議をしております。
委 員	授業数が減ることに対して何か意見等はありませんか。必須単位が減るということかと思われます。
教 育 次 長	授業数を減らすというよりは、あま市と大治町で考えているのは、総合的な学習の時間のカリキュラムを年度当初に作成するにあたり、年間では70時間になるので、この70時間のうち、中学2年生だとキャリア教育を30~40時間やっているところ、キャリア教育の時間の中に美和高校との連携を入れることを予定しているものです。
教 育 長	各教科の標準時間数は変わりありません。
委 員	小中一貫校、義務教育学校もあま市内に設置を目指すので、小中一貫校から中高連携もある地域ができるということでしょうか。
教 育 長	小中一貫校を実施すれば高校を見据えた状態のカリキュラムを作成できます。しかし、小中学校を義務教育学校として実施するのか、小中連携教育として実施するのかは、今後の検討課題としてあります。また、入試については5月頃に県の方で入試に関わる会議がありますので、そこで決定されるとあま市の方にも話しがあると思いますので、ご報告させていただきます。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認してよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)

教 育 長	承認します。
教 育 長	議案第15号「あま市通級指導教室実施要領の一部改正について」
学校 教育 課 長	趣旨は、様式の指定を解除し、各学校が作成する任意の一覧表等による通知を可能とすることで、教職員の事務負担を軽減するものです。また、教育委員会からの通知を学校長のみとし、保護者への通知は教育委員会からは行わないこととするものです。
	内容は、様式第1号から様式第5号までを削り、通知に係る保護者を削除するものです。
	施行期日は、令和6年4月1日から適用します。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 員	教育委員会からの様式はなくなり、各学校が作成した様式で通知することですが、必要な項目は、各学校に伝わっていますか。
学校 教育 課 長	必要な項目は、各学校に指示をしております。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認してよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認します。
教 育 長	議案第16号「あま市教育相談センター条例の一部改正に伴う関係例規の一部改正について」
学校 教育 課 長	条例改正に伴う関係例規の一部改正は、2件あり、①あま市教育相談センター条例施行規則の一部改正と②あま市不登校対策協議会設置要綱の一部改正です。
	①「あま市教育相談センター条例施行規則の一部改正」
	令和6年3月議会にて、「あま市教育相談センター条例の一部改正」の提案をしております。その影響部分を改正するものです。

	<p>趣旨は、あま市教育相談センター条例の一部改正によって、適応指導教室の呼称を教育支援室に改めることと、学校支援室を設置し、学校が行う学習指導要領及び研修、生徒指導への援助に関する支援を行うこととなります。それに伴い、本規則に定める職員配置の見直しを行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、支援体制を充実するために、本規則の一部を改正するものです。</p> <p>内容は、第2条から第4条中「適応指導教室」を「教育支援室」に改め、第5条中、配置職員を「教育相談室に教育相談支援員、心理支援相談員、相談員」「教育支援室に指導員」「学校支援室に派遣指導員、学校支援アドバイザー、スクールソーシャルワーカー」を置くもので</p> <p>す。</p> <p>施行期日は、令和6年4月1日から適用します。</p>
②あま市不登校対策協議会設置要綱の一部改正	<p>趣旨は、あま市教育相談センター条例の一部改正によって、適応指導教室の呼称を教育相談センターに改めるものです。</p> <p>内容は、協議会の委員うち適応指導教室とあるものを教育相談センターに変更するものです。</p> <p>施行期日は、令和6年4月1日から適用するものです。</p> <p>教育相談センターの中には、従来の「適応指導教室」「教育相談室」「学校支援室」がございます。その全てが関係する関係者を組織のメンバーとする内容で改正しております。</p>
(以下概略を説明)	
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	教育相談センターに「教育相談室」「教育支援室」「学校支援室」の3室あると説明がありました。違いを教えてください。
学校 教 育 課 長	「教育相談室」は、基本的に相談業務をメインとしております。配属する職員としては、センター長、教育相談支援員、心理支援相談員、相談業務を行う相談センターの補助員の部署となります。「教育支援室」は、従来の適応指導教室になります。従来と変わらず、ビリーブ

	の運営の部署となります。教育相談センター補助員を配置しております。「学校支援室」は、主に学校側への支援をする部署となります。学校支援アドバイザー、派遣指導員、スクールソーシャルワーカーの部署となります。従来は、線引きが曖昧な部分があり、役割を兼務してもらったりしておりましたので整理いたしました。
委 員	教育支援室とは、ビリーブのことですか。
学校 教育 課 長	その通りです。
委 員	「あま市不登校対策協議会設置要綱の一部改正」の趣旨として「呼称は「教育支援室」に改める」ではないのですか。
学校 教育 課 長	改正の趣旨の意味合いとして、教育支援室関係者のみとしてしまってビリーブの関係者しか組織の一員になれません。今回は、教育相談センター3つの部署のうちいずれの部署でも組織の一員とできるものとします。
委 員	不登校対策においては、教育相談センターの全員を関係者にすることができるようにするために「教育相談センター」に改めるということですね。
委 員	改正の概要中、改正の趣旨にある「呼称」の表現が良くないのではないか。誤解を招くように思える。
学校 教育 課 長	「呼称」という表現が誤解を招くものでした。申し訳ありません。
委 員	元警察官の方が学校に来ていただいているが、その方も学校支援室の一員でしょうか。
学校 教育 課 長	学校支援アドバイザーといいますが、配置としては、今まででは「教育相談室」でしたが、令和6年度からは「学校支援室」の配属となります。
委 員	教育相談センターから派遣されており、教育相談センターが拠点となっているということですね。
教 育 長	不登校対策協議会の設置要綱の中の改正のため、教育相談支援員も参加し、指導員、スクールソーシャルワーカーも参加します。参加する人が教育相談センター内の全員ということです。

学校教育課長	改正の概要の趣旨の部分が意図していることと文章に齟齬がありました。お詫びして、修正させていただきます。
委 員	改正の内容が変わるのでしょうか。
学校教育課長	改正の内容は変わりません。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認してよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認します。
教 育 長	議案第17号「あま市スクールソーシャルワーカー設置要綱の新設について」
学校教育課長	趣旨は、心配や悩み、社会的要因を含む問題を抱える児童生徒及びその保護者に対し、置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用等により、児童生徒を支援し、その状況の改善を図るためにスクールソーシャルワーカー、以下SSWといいます、を設置するものです。
	内容は、SSWは、あま市教育相談センターに所属し、市内中学校に置くこと。SSWは、配置された中学校区の小中学校及び教育支援室を巡回すること。校長から要請があった場合には、教育長はSSWを当該要請のあった学校に派遣することができます。
	SSWが行う職務は、(1) 対象児童等の直接又は関係機関等を通した把握、(2) 対象児童等の就学阻害要因等の把握、(3) 校内ケース会議及び個別ケース会議への参加 (4) 対象児童等の置かれた環境への働きかけ、(5) 関係機関等とのネットワークの構築並びに連携及び調整、(6) 個別支援企画の作成、評価及び見直し、(7) 学校内における対象児童等の支援体制の構築及び支援、(8) 保護者、教職員に対する支援・相談及び情報提供、(9) 他の制度や専門機関への引継ぎ、

	(10) 教職員への研修活動、(11) その他教育長が必要と認めるもの
	です。
	施行期日は、令和6年4月1日から適用します。
	令和6年度からスクールソーシャルワーカーを各中学校1名ずつ配置を予定しております。配置するにあたり設置要綱を新設するものです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	スクールソーシャルワーカーについては、4月1日から配置されるということですが、人員の目途はたっているのでしょうか。
学校 教育 課 長	人員は、既に面接を実施して決まっているため、目途がたっています。
委 員	スクールソーシャルワーカーは資格を持っている人ですか。
学校 教育 課 長	社会福祉士の資格又は精神保健福祉士の資格を有することを前提に募集をしております。
委 員	資格を優先してしまうと、学校の状況が分からずに学校教育の仕組みや必要なことを把握していないことを心配します。資格を持った元教育関係者とかだと良いのかと思います。もし、学校事情が分からなければ研修をお願いいたします。学校での必要なこと、困りごとをスクールソーシャルワーカーに把握していただくことが必要だと思います。学校のことを知ったうえで実施をしていただきたい。そうしなければ、スクールソーシャルワーカーさんも、いざ学校へ行った際に、自身が何をしたらいいか分らないというようになってはいけないと思います。学校の困り感を理解していただければいいかと思います。
教 育 長	市によっては、元校長などやっているところがいくつかあります。今回、資格を有することを前提とした採用のため、委員が言われるよう研修や校長からの事前指導を受けながら業務にあたれるようにしていきたいと思います。

委 員	他市町村で、実際にスクールソーシャルワーカーとして活動されて いたかたの採用はありましたか。
学校 教育 課 長	ソーシャルワーカーは人手不足であり、取り合いの状況であるた め、スクールソーシャルワーカー経験者を採用できていないのが現状 です。
委 員	採用までの間にスクールソーシャルワーカーの研修や経験者との 交流などの支援はありますか。
学校 教育 課 長	具体化はしていない計画段階の話ではありますが、日本福祉大学な どの教授がスクールソーシャルワークに精通していると聞きますの で、お招きをして研修を考えております。
	他市町では、スクールソーシャルワーカーを導入して、成果を出す ため慌てているところは形だけになっており、効果がでていないとい うお話を聞きます。まずは、焦らずに委員が言われるように研修を行 う予定をしています。我々も、初めてのため、効果的なスクールソー シャルワークのための動きを理解できていないため、一緒に研修をし ながら徐々に難しい問題に対応していくべきだと考えております。
委 員	スクールソーシャルワーカーの方たちも、初めてのことでの困られる と思うので市内だけでなく、他市町村との交流やプログラムに関わっ ていく機会を継続的にやっていただき、様々なケースに触れながら、 想像しながら対応できる力をつけていくべきだと思っています。
教 育 長	県では、各市町のスクールソーシャルワーカーを連絡協議会という 会議で集めて、情報交換を行い、事例をもとに話し合いなどをし、研 修を2回実施しています。そちらにも参加していきたいと思います。
委 員	配置は各中学校に1名でしょうか。
教 育 長	各中学校区に1名です。
委 員	そうするとやはり支援対象人数に偏りが出てくると思われます。
学校 教育 課 長	実際の動きは、言われるとおり人数に差がございますので調整し て、人数が少ない学区に配置したワーカーは、取りまとめ役や教育相

	談センターとの連携などを請け負っていただこうと思います。実際、動き出してから担当校が変わってくる可能性もなくはありません。
教 育 長	明らかに甚目寺の方は大変ですので、七宝北中の生徒を見ながら甚目寺地区の児童生徒もしくは家庭環境に力を注いでいく手助けをするようなことは予想されます。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認してよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認します。
教 育 長	議案第18号「後援申請について」審議2件
生涯学習課長	①「久住昌之のふらっとグルメあま市」(あま市文化の杜美和文化会館) 事業目的は、食事や料理と共に楽しんだり、季節や地域の料理を味わったりするなど、食育を通じて「実践の環」を広げることです。 事業内容は、久住昌之トーク＆スライドショー「孤独のグルメの原作者であり、街歩きをテーマにしたエッセイにも定評のある久住昌之さん。あま市内を街の飲食店を探訪することです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、会場とコミュニケーションをとりながら食育の楽しみ方を市民の皆様に伝えるためとことです。
	開催期間は、令和6年5月25日（1日間）です。
	開催場所は、あま市美和文化会館大ホールです。
	参加者は、県内一般及び学生700人予定とのことです。
	参加料は、2,000円全席指定とのことです。
	後援については、あま市、あま市教育委員会及びあま市観光協会を予定しているとのことです。

	あま市は3月6日付けで許可、あま市観光協会は3月8日付けで許可をいただいております。
教 育 長	(以下概略を説明)
委 員	(質疑等を許可) 事業内容の最後の部分「あま市内を街の飲食店を探訪する。」とあります、探訪するとの部分はどのように判断したらよいですか。
生涯学習課長	人気テレビ番組の孤独のグルメのドラマ後コーナーを講演会で行うものです。 テレビ番組版では店主と久住さんが話をしながら食のことを話す場面があります。それをあま市のトークショーの前に、飲食店を回ったものをスライドにして当日、スライドに流しながら行います。飲食店の場所は不明です。
委 員	取り扱いかたによっては、飲食店の宣伝になりませんか。目的が教育のためとのことなので良いと思われますが、特定の飲食店を取り扱うことで宣伝となってしまうと後援の基準に満たさないと思われます。他市町村の情報を得ていただいて、宣伝に繋がる危惧がないか確認をした方がいいのではないでしょうか。
生涯学習課長	「あま市内を街の飲食店を探訪する。」の取扱い方を申請者に確認いたします。
教 育 長	宣伝になるかもしれません、館長の方に食育を盛り込んだ内容にしていただくように進めていただきます。
委 員	集客はどのように募集をして、参加料2,000円の支払いの時期はいつでしょうか。
生涯学習課長	4月6日にあま市民に先行販売を美和文化会館で実施いたします。また、一般販売は翌日7日にチケットぴあで販売することになります。先行販売の方の席は申し込みされた時に指定及び支払いを行い、一般販売の方はコンサートや演劇と同様になると思われます。
委 員	参加者はホールで実際に食事をされますか。
生涯学習課長	食事はありません。

委 員	当日、座って話しを聞くということでよろしいでしょうか。
生涯学習課長	その通りです。
委 員	1席2,000円なのですか。高くありませんか。
教 育 長	主観でありますが、テレビ愛知で放映されていて、松重豊氏が主演で結構人気の番組かと思われます。著しく高いとは思いません。
委 員	広告を見ると食育というよりは、あま市のグルメ案内という感覚が強く、他の委員がおっしゃるように宣伝効果が強いものになってしまふ懸念があります。広告では食育が盛り込まれていることが分かりにくいので、本公演は、観光協会がメインになって支援された方が無難に思います。
教 育 長	この広告では食育にはつながりにくいとの考えに賛成です。
委 員	一般、学生と記載されていますが、小中学生も見に来ますか。
生涯学習課長	確認したところ高校生以上とのことです。
委 員	小中学生は関係ないということは、参加することができないのでしょうか。
生涯学習課長	高校生以上となっていますが、一般で親御さんと一緒に参加する可能性もあると思われます。
委 員	本事業者は、指定管理者をしておりますが後援を不許可としても良いのでしょうか。
生涯学習課長	指定管理とは別に考えていただき、純粹に本申請で判断いただければ良いと思います。
	一応、あま市教育委員会の後援に関する要綱第3条第2項「教育委員会は、許可に際し特に必要があると認める場合は、条件を付することができます。」となっております。条件付きで許可をすることも可能です。委員がおっしゃる特定の飲食店名があまり出ない形や食育を重視するような形で許可をすることも可能かとも思います。
委 員	今の予定では飲食店の名前は出るのか。
生涯学習課長	恐らく出ると思います。テレビ番組のコーナーだと出でております。
委 員	テレビでも映像の中に飲食店の名前が出るのはしょうがないと思

	うし、あの程度であれば良いと思う。
生涯学習課長	少なくとも「今日はどこどこのまるまるさんのお店にお邪魔しました。」ぐらいはあると思います。
委 員	そもそも、こちらからの要望を久住氏が理解をされて、そのように進行してくださるのでしょうか。
生涯学習課長	確約は出来かねます。
委 員	久住氏のスタイルとして、お店を紹介してこんな飲食店がある、この街にはこんな美味しいところがあるというのがこの方のスタイルだと思います。教育委員会が条件付きで許可をして、指定管理者が久住氏にその旨依頼をしたところ、久住氏の方からそれならばお受けできませんとなり、講演はしませんとの流れになるのであれば、条件付で後援名義の許可をする意味もなくなってしまうと思います。やり取りが難しいようであれば、広告から見て教育委員会後援が出ることは市民の目から見て不一致を感じられると思います。
生涯学習課長	指定管理者に確認をいたします。
委 員	市民がこの講演を聞いて、聞いた人たちが「飲食店の宣伝」と言うのであればなぜそれを教育委員会が許可をしたのかとなるといけない。
教 育 部 長	指定管理者経由で確認をしたところ、後援名義の許可申請を取り下げますとなれば、そもそも審議自体が無駄になってしまって、この段階で疑わしいのであれば多数決で許可か不許可かを決めてしまつても良いと思います。
教 育 長	指定管理者からの申請ですが、今までの話し合いのような疑問点があります。
	なお、あま市とあま市観光協会が既に後援許可を出しております。
教 育 部 長	審議していただき、決をとっていただければと思います。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
生涯学習課長	②「第46回尾張西部コーラスグループ交歓会」(七宝スカイコーラ

	<p>ス)</p> <p>事業目的は、各コーラス団体の歌唱力向上と交流及び親睦を図るためとのことです。</p> <p>事業内容は、一年間の練習成果を発表するためとのことです。</p> <p>後援名義の必要な理由及び使用目的は、地域に根差したコーラスグループが一堂に会して発表を行います。明るく文化的な歌の力が人の心に感動と勇気をもたらし、明るく照らすことを願い準備を進めています。ご後援を賜り、力強く本番に向かっていきたいと思いますとのことです。</p> <p>開催期間は、令和6年6月30日（1日間）です。</p> <p>開催場所は、あま市美和文化会館です。</p> <p>参加者は、海部地域の一般500人です。</p> <p>参加料は無料です。</p> <p>後援については、あま市、あま市教育委員会及びあま市文化協会を予定しているとのことです。</p> <p>あま市は2月15日付けで許可、あま市文化協会は3月8日付けで許可がされております。</p> <p>尾張西部コーラスグループは、海部郡の弥富市、愛西市、あま市、大治町、飛島村のコーラスグループ8団体が加盟をしております。令和元年度あま市で開催されております。当時も教育委員会の後援許可をいただいております。</p>
教 育 長	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
生涯学習課長	<p>このコーラス交歓会は毎年開催されているが、会場の持ち回りで次年度あま市で開催するため申請をしているということでしょうか。</p> <p>ご認識の通りです。交歓会の歩みで昭和52年から続いております。昨年度は愛西市文化会館で開催されており、コーラス「蓮」が担当しております。ちなみに、尾張西部、尾張東部、尾張南部というローテーションで実施されていると思われます。</p>

教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	①久住昌之のふらっとグルメあま市 不承認
	②第46回尾張西部コーラスグループ交歓会 承認
	以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	②を承認とする。①を不認定とする。
教 育 長	議案第19号「令和6年度あま市立学校給食センター運営委員会の委員選出について」
学校教育課長	あま市学校給食センター運営委員会規則第4条で構成委員が定められております。現在、教育委員会委員から2名お願いしているところでございます。校長につきましては、ローテーションで決まっておりますので、校長確定しだい氏名を記載いたします。PTA会長につきましても確定しだい氏名を記載いたします。保育士長についても人事異動後の担当者が決まりしだい氏名を記載いたします。規則に基づいた委員の選出をいたします。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認します。
教 育 長	議案第20号「あま市社会教育委員の委嘱について」
生涯学習課長	現在のあま市社会教育委員の任期が令和6年3月31日にて任期満了となります。令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2

	年間を委嘱させていただくものです。委員構成につきましては、資料のとおりでございます。なお、小中学校長代表及び保育園代表については、人事異動確定後に記載いたします。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
教 育 長	PTA代表については、令和6年6月までが任期のため記載されている認識でよろしいでしょうか。
生涯学習課長	ご認識の通りです。また、変更がありましたら報告をさせていただきます。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認します。
教 育 長	議案第21号「あま市文化財保護審議会委員の委嘱について」
生涯学習課長	現在のあま市社会教育委員の任期が令和6年3月31日にて任期満了となります。令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間を委嘱させていただくものです。委員構成につきましては、当日資料のとおりでございます。今回より、より専門性を重視した方々を委嘱させていただきたいと思います。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	石田氏は愛西市教育委員会生涯学習課長でしょうか。
生涯学習課長	現在、愛西市生涯学習課長ですが、令和6年3月31日付けで退職されます。
委 員	他市町村の方ですが、委員の案にあま市の方はいらっしゃいますか。

生涯学習課長	小林優太氏はあま市在住です。ただ、他の委員は市外の方です。今回、専門的に精通している方を人選させていただきました。石田氏については、県史以外にも近世の古文書、江戸時代の古文書については、国内屈指に入ります。
委 員	あま市の文化財なのであま市民があま市の文化財に愛着を持てるようにしていただきたい。
生涯学習課長	文化財につきましては、あま市だけで評価できるものではないため精通したところでないと正当な評価ができないと判断しました。あま市在住に越したことはありませんが、あま市にこだわることではないと考えております。
委 員	他市町村だと客観的な目で見ることができるとは思いますが、あま市民としては少し寂しいなと感じました。
教 育 長	三田氏は、地域計画保存委員会のメンバーでしょうか。
生涯学習課長	文化財保存活用地域計画を3年で策定しております。令和6年度が最終年度になります。文化財保存活用地域計画の委員からは三田氏、真野氏を選出しております。
教 育 長	あま市在住の方にお願いするとより良いのですが、委員としては、専門的に精通された方ということです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認します。
教 育 長	日程4 その他報告事項 8件公開 7件非公開
	(1) あま市スクールソーシャルワーカー活動指針(案)について(報告)
学校教育課長	令和6年度からスクールソーシャルワーカーを導入いたします。そ

	<p>れにあたり活動指針を策定いたしました。スクールソーシャルワーカーというのは、直接的な支援ではなく助けが必要な場所へつなげる役目を持っております。事案が発生・発覚後、校内ケース会議のところでワーカーに相談し、会議に参加してもらいます。その途中の対応は、学校内で教職員なり相談員が対応しておりますが、改善されなければスクールソーシャルワーカーが入り、アドバイスや必要な機関につなげる役割をするため、要所要所でワーカーを使うことになっていくと考えられます。スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーガ同じことをするのではないかと質問を受けますが、違いというところでスクールソーシャルワーカーの方は、あくまで間接的な部分、福祉的な専門知識を持って方を今回、雇用予定をしておりますので、助けになるところへのつなぐ役目をしております。一方、スクールカウンセラーは、直接、児童生徒または保護者の働きかけ。心の問題に働きかけ、どういった悩みを抱えているのかを聞き出す。直接的なサポートを役割としております。令和6年度からあま市子ども福祉課と保健センターがメインとなり、「こども家庭センター」という枠を作り上げます。スクールソーシャルワーカーは、こども家庭センターと学校、児童生徒と家庭をつなぐ役割をすることとしており、役割を担っていく中でどのような支援をしていくのかが「支援計画」となります。支援計画を何度も作り変えて解決に向かっていくという指針としております。実際に動き出さないと分からない部分が多くございます。先ほど、委員からアドバイスをいただいたように学校の現状を知らない方が多いです。事務局もスクールソーシャルワーカーの知識がない状態であります。研修も含めて徐々に活躍できるような方向に持っていくたいと思っております。活動指針を今回策定いたしましたけど、随時、見直しをかけてより良いものにしたいと思っております。</p>
教 育 長	(以下概略を説明)
委 員 全 員	(質疑等を許可)
	(質疑なし)

教 育 長	(2) あま市教育立市プラン令和6年度重点施策について（報告）
教育 総 務 課 長	<p>現在、あま市では令和4年から10年間の計画で「あま市教育立市プラン」を策定しております。第1期が令和4年度から令和8年度までの5年間、第2期が令和9年度から13年度までの5年間の計画となっております。教育立市プランに定められております6つの重点施策について、具体的な方策につきましては、毎年度見直しをすることとなっております。</p>
	<p>施策4「学校の教育環境の整備と充実に努める」が教育総務課に該当いたします。令和5年度までここに「小中学校のあり方検討委員会」のことが記載をされておりました。令和5年度にあり方検討委員会の報告書も出来上がりまして、教育委員会にも報告書を提出させていただき令和6年1月の教育委員会定例会で基本の方針を策定していました</p>
	<p>だいたいところであります。令和6年度以降につきましては、基本の方針に基づいて、具体的な課題方策を検討し、実施に向けて取り組むという「小中学校あり方課題別検討委員会」に移っていきます。その内容に変更して記載をしております。「GIGAスクール構想充実期に向けた取組」は、令和3年度から導入をしております、タブレット端末を活用したGIGAスクールですが、令和6年度も更にスキルアップを図っていく内容で記載をしております。</p>
学校 教育 課 長	<p>重点施策のうち、施策1・2・3が学校教育課該当分となります。</p> <p>今回見直しをした部分は、「幼保小中高連携教育の推進」ですが、従来は「幼保小中連携教育の推進」でしたが、美和高校との連携が始まります。これを見据えまして「幼保小中高連携教育の推進」といたしました。内容に「美和高校の連携を通して、地域密着への貢献をし、郷土愛を高める。」ことを追加しております。続いて、「教育課題の検討事項」で、現在あま市でも不登校児童生徒数、長期欠席者数が過去最多となるような状況でございます。このような中で不登校・不適応に対する支援対策を今回盛り込みました。同様な流れで、施策2「人に思いやりをもち、共に生きるあまっ子を育む」の中にも、従来は「不</p>

	登校」だけでしたが、こちらにも「不適応」という言葉を盛り込みました。施策2の2「不登校対策協議会（年2回）と学校支援会議の推進」のため「不登校・不適応対策」の項目を追加しております。施策2の3で今回スクールソーシャルワーカーを導入するにあたり、「社会的資源の活用による支援の充実」を追加しております。
生涯学習課長	「シニア世代の能力活用」に市長公約ともなっております、「リカレント教育の推進」を令和6・7年度のところで進めていかなければなりませんので、「リカレント教育の推進」の項目を追加させていただきたいと思っております。
スポーツ課長	施策6「スポーツ環境の充実に努める」というところで、大局いたしましては、一昨年策定を致しました、スポーツ推進計画に基づきましてスポーツの振興・推進に取り組むということになります。その柱5つございます。①「スポーツ機会の創出・生涯スポーツの推進」、スポーツをするということでスポーツ教室あるいは講座の事業を実施してまいります。②「スポーツによるまちづくり」、スポーツを「みる」「ささえる」活動としてスポーツによるまちづくりを掲げさせていただいております。スポーツイベントの開催や誘致によりスポーツを「みる」「ささえる」スポーツの活動の推進、更にまちの賑わいの創出に努めてまいります。③「社会体育施設の整備・充実、学校体育施設の有効活用」、来年度、テニスコートの整備等もありますが、順次、社会体育施設の整備・充実を図ることであります。④「スポーツ関係団体の支援、連携の強化」、本年度からスポーツ推進連絡会議を開催しまして、関係団体の連携、情報共有が行えるように取り組んでおります。この活動を来年度も続けていきたいと考えております。⑤「青少年健全育成活動の充実、運動部活動の支援」、まだ、具体的な取り組みは進んでおりませんが、学校部活動の地域移行に向けて、運動部活動の支援に努めてまいりたいと考えております。
教 育 長	(以下概略を説明) (質疑等を許可)

委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3) 令和6年度あま市立学校給食センター物資選定委員会の委員選出について（報告） あま市立学校給食センター物資選定委員会委員の任期1年となつております。また、要綱第4条にて構成委員が定められております。 教育委員会から委員代表として1名をお願いしているところでございます。委員が決まりしだいご報告させていただきます。
学校 教育 課 長	(以下概略を説明) (質疑等を許可)
教 育 長	(質疑なし)
委 員 全 員	
教 育 長	(4) あま市給食における食物アレルギー対応マニュアルの改正について（報告） 趣旨は、あま市給食における食物アレルギー対応マニュアルの様式集（学校・保育園）の対応可能時期及び理由の変更に伴い、マニュアルの改正をするものです。
学校 教育 課 長	内容は、(3) 食物アレルギー対応等を中止する場合「除去食の中止対応は前月20日までに学校教育課に提出であれば翌月、それ以降は翌々月の対応とする。【様式3】(P41)」を追記、様式1表面・様式3の対応時期を変更及び様式2（食物アレルギー以外の理由）・様式4-2の日本語が記載できない外国籍の保護者に対応するため、また、乳糖不耐症該当者に対応するため、改めるものです。
	施行期日は、令和6年4月1日から適用します。
	(以下概略を説明) (質疑等を許可)
教 育 長	(質疑なし)
委 員 全 員	
教 育 長	(5) あま市生涯学習推進計画に基づく事務事業評価シートについて（報告） 令和3年度に「生涯学習推進計画」を策定いたしました。基本理念といたしまして、「学びのスパイラル 学び・つながり・かかわって—
生涯 学習 課 長	

	豊かな地域社会を目指して—」としております。これに沿って生涯学習の事業を推進しております。生涯学習の事業の方向性、評価シートの妥当性等を検証しながら実施計画、取組状況をまとめたものが、資料となります。資料につきまして、外部有識者による講評もいただいております。生涯学習推進計画策定委員会で副委員長を務めていただきました渡辺幸人氏に令和5年度の取組状況の講評及び今後に期待することでご講評をいただいております。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	講評に基づいて計画を立てて実施していかれますか。
生涯 学習 課 長	有識者よりご意見を頂戴しておりますので、すぐに出来るもの出来ないものにはありますが、講評に基づいて今後行っていきます。
委 員	年1回進捗や点検を行っていくということでしょうか。
生涯 学習 課 長	そのとおりです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(6) 令和6年度生涯学習施設免除団体について（報告）
生涯 学習 課 長	令和5年度からの変更点ですが、「海部津島・西尾張中学校総合体育大会」を全額免除から半額免除に変更しております。記載されている団体につきましては、変更ございません。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(7) 令和6年度体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放施設免除団体について（報告）
ス ポ ーツ 課 長	生涯学習施設免除団体と同様に減免をさせていただきます。昨年度からの変更点は、「海部津島・西尾張中学校総合体育大会」を全額免除から半額免除に変更しております。理由について、本大会につきましては、学校教育活動の一環ということで、これまで全額減免ということで支援をさせていただいておりましたが、会場となっている自治体の施設使用料等の冷暖房費が高額となっております。その負担が会場

	となる一部の自治体に大きくかかっていること、更に体育施設や文化施設につきましては、指定管理者制度が導入をされているというところがあります。指定管理者事業者の収益を圧迫することにもつながつていくため今回、海部津島管内の教育長でご検討いただき、このような結果になっております。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
学校教育課主幹	スポーツの方にある「海部地方現職教育研究会」は、半額免除となつていると思いますが、生涯学習施設の方にも記載していただくことは可能でしょうか。
生涯学習課長	記載が抜けておりました。失礼いたしました。修正いたします。
学校教育課主幹	もう一つ「海部地区養護教育部会」を半額免除で記載することで調整をしていたかと思います。
教 育 長	生涯学習施設免除団体一覧に記載をお願いします。両団体とも半額免除でよろしいでしょうか。
学校教育課主幹	半額免除です。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(8) あま市スポーツ推進委員の委嘱について
ス ポ ーツ 課 長	去る1月教育委員会定例会にて、定員を30人から25人に規則改正の議決をいただいたところでございます。本委員の任期2年でございますが、令和6年3月で今期の任期が終了するため、来期の委員の委嘱をさせていただくものでございます。再任19人、新規3人の合計22の方へ委嘱をさせていただく予定をしております。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
	他はよろしいか。では公開部分を終了する。
	議案第22号から第25号並びにその他非公開案件に関しては秘密

会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。

(傍聴人0人)

【次回予定】

・令和6年4月19日(金)午後2時00分 定例会

(あま市役所 2階 A2・3会議室)

【閉会時刻:午後3時50分】

この教育委員会定例会会議録の大要は、事実と相違ないことを証するために
ここに署名する

令和6年4月19日

教育長 伊藤克仁

教育長
職務代理者

清口教育長職務
代理者欠席

委員 小笠原英司

委員 鈴野奈津子

委員

吉川銀次郎

委員 近藤真司

事務局 錆倉卓志

会議録作成 野々日清司